

東京農工大学科学博物館運営規則の一部改正

現行	改正案	改正理由
<p>東京農工大学科学博物館運営規則</p> <p>第1条～第14条 省略</p> <p>(事務)</p> <p>第15条 博物館の事務は、関係部局の協力を得て<u>科学博物館支援室</u>において処理する。</p> <p>第16条 (略)</p>	<p>東京農工大学科学博物館運営規則</p> <p>第1条～第14条 省略</p> <p>(事務)</p> <p>第15条 博物館の事務は、関係部局の協力を得て<u>総務部総務課広報・基金室</u>において処理する。</p> <p>第16条 (略)</p>	

附 則(博規則第1号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。